

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 2 月 22 日

分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局
九頭竜川ダム統合管理事務所長 岡村 政彦



1. 競争入札に付する事項

- (1) 調達案件等の名称及び数量 九頭竜川ダム統管庁舎機械設備保全業務 1式
(電子入札対象案件)
- (2) 調達案件等の概要 入札説明書による
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から平成 23 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福井県大野市中野地先他 2 箇所
- (5) 入札方法

① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

② 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は 2 回を限度とする。

③ 電報及び郵便による入札は認めない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 22 年 4 月 1 日より資格が有効となる平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の C 又は D 等級に格付けされた近畿地域または東海北陸地域の競争参加資格申請を行っている者であること。申請者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。

- ① 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - ② 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（写しでも可）
 - ③ 上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記（2）の書類を提出している者を除く。）
- (4) 福井県内に本店又は支店等の拠点をもつるとともに、平成 17 年度以降において、国、特殊法人等(注 1)、地方公共団体(注 2)、地方公社(注 3)、公益法人等(注 4)又は大規模な土木工事を行う公益民間企業(注 5)が発注した冷暖房又は空気調和設備の保全業務を元請けとして履行した請負契約実績があることを証明した者であること。
- なお、履行実績は、平成 21 年度内に完了する予定のものも含むものとする。
- (5) 本業務に従事する「配置予定業務責任者」は、次の①から④のいずれかひとつの条件及び⑤の条件を満たすこと。
- なお、実務経験は、冷暖房又は空気調和設備の保全業務の実務経験とする。実務経験は、平成 21 年度内に完了する予定の業務の実務経験を含むものとする。
- ① 学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において建築工学、機械工学、衛生工学のいずれかに関する学科を修めた者で、卒業後 3 年以上の実務経験を有する者であること。
 - ② 学校教育法による高等学校において建築工学、機械工学、衛生工学のいずれかに関する学科を修めた者で、卒業後 5 年以上の実務経験を有する者であること。
 - ③ 上記①及び②以外の者で、10 年以上の実務経験を有する者。
 - ④ 以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が 3 年以上あること。
 - ・ 1 級又は 2 級管工事施工管理技士
 - ・ 建築設備士
 - ・ 技術士（機械部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門〔機械又は衛生工学に関する科目に限る〕）
 - ⑤ 配置予定業務責任者が恒常的に常駐し業務を行う業務拠点が福井県内にあること。
- (6) 競争参加資格確認申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

注 1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、

成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。(日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む)

注 2) 地方公共団体とは地方自治法第 1 条の 3 に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団)とする。

注 3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注 4) 公益法人等は、次のものをいう。

- ・一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。
- ・旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

注 5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒 912-0021 福井県大野市中野 29-28

近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 総務課 総務係
電話 0779-66-5300 (内線 214)

- (2) 入札説明書の交付場所 上記(1)に同じ
- (3) 入札説明書の交付期間 平成22年2月22日から平成22年3月4日までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
- (4) 入札説明書の交付方法
書面により交付を行う。
なお、郵送による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。
- (5) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
問い合わせ先 上記(1)に同じ
- (6) 電子入札システムによる入札書類データ(証明書等)、及び紙入札方式による証明書等の受領期限
平成22年3月5日 午後4時00分
- (7) 紙方式による入札書の提出場所 上記(1)に同じ
- (8) 電子入札システムによる入札書、及び紙入札方式による入札書の受領期限
平成22年3月31日 正午
- (9) 開札の日時及び場所
平成22年4月1日 午後2時00分
近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所 入札室
- (10) 本業務は、平成22年度予算が成立されることを条件とした入札であり、当該契約にかかる平成22年度の予算成立が平成22年4月2日以降となった場合は、落札決定及び契約は予算成立日以降とする。
また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
① 紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な証明書等を上

記3.(1)に示す場所に提出しなければならない。

② 電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに必要な入札書類データ(証明書等)を上記3.(5)に示すURLに提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するためのICカードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 分任支出負担行為担当官は、証明書等の技術審査を行い、証明書等審査結果通知を発行するものとする。入札書の提出は、審査結果に合格した者のみができるものとする。

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) その他 詳細は入札説明書による。